（銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準等の一部改正）

第　　条　次に掲げる告示の規定中「第二条の十二の三第四号ロ」を「第二条の十二の二第四号ロ」に改める。

一　銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号）第四条第三項第二号

二　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）第四条第三項第二号

三　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性

の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）第四条第三項第二号

四　金融商品取引法施行令第七条第五項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件（平成三十一年金融庁告示第三十一号）本則